

厚生労働省 医療費の不払い等の経歴がある訪日外国人の情報の管理等に関する仕組みの運用支援業務一式

**訪日外国人受診者による
医療費不払い防止対策に関する講演会・報告システムに関する説明会（令和5年度第1回）**

訪日外国人受診者医療費未払情報の 報告に関する取組みについて

2023年11月2日（木）オンライン開催
事務局：メディフォン株式会社

MEDI 
PHONE
MEDICAL TRANSLATION SERVICE

本仕組みの背景と目的

【背景】

- 「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策」（政府WG、平成30年6月14日）及び「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（関係閣僚会議、令和2年7月14日改訂）において、医療費の不払い等の経歴がある訪日外国人の入国審査の厳格化が決定された※

※ 両文書に、日本に再入国する場合の対応として「過去に医療費の不払い等の経歴のある外国人観光客に対し厳格な審査を実施することにより、新たな医療費の不払いの発生を抑止する。」と記載

目的

- 医療費不払いに対しペナルティを設けることで、今後の訪日外国人の民間医療保険の加入促進や、医療費不払いの発生の抑止力とすること

* 医療費不払い等を発生させた訪日外国人が再び日本に入国しようとした際の入国審査に活用

「訪日外国人受診者による医療費不払い情報報告システム」 への【医療機関情報の登録】をお願いします

システム登録と不払い情報報告の流れ

報告システムURL

<https://unpaid.mhlw.go.jp/report1/>

- ①最初にシステムへの医療機関登録をお願いいたします。
- ②訪日外国人の受診の際には、パスポート情報の取得をしてください。
- ③不払いが発生したら、システムへ不払い情報をご登録ください。



院内掲示用ポスター等の資材や登録方法の説明動画、マニュアル等は厚生労働省ホームページでご覧いただけます。

厚労省 訪日外国人 不払い



対象となる「訪日外国人受診者」とは

本仕組みは日本の公的保険への加入のない、海外から一時的に日本を訪問している方（観光客等）を報告対象としています。そのため、在留外国人は報告対象になりません。



日本の公的医療保険に加入していない



日本国籍を持っていない



日本に居住していない

「訪日外国人受診者」の診療受付の際にお願いしたいこと



パスポート情報の取得

- ✓ 未収情報を報告いただく際には、パスポート情報を報告システムに入力して頂くこととなります。



通知書のお渡し

- ✓ 医療費の未払いを抑止するため、「医療費の未払いが発生した場合には個人情報 that 厚生労働省を通して出入国在留管理庁に提供されること」に関して通知することをお勧めします。
- ✓ 通知書の例を11言語で厚労省HPに掲載しています。

個人情報の取り扱いに関する通知書（例） ←

Notification for Processing Personal Data (Example) ←

本邦では訪日外国人による医療費の未払いを抑止するため、保険医療機関で未払いを発生させた訪日外国人受診者が、本邦へ再び入国しようとする際に厳格な入国審査を実施しています。↓

In Japan, overseas visitors with outstanding debts of unpaid medical fees from one or more Japanese medical institutions may be strictly examined in immigration for re-entry to Japan in order to prevent further unpaid situations. ←

そのため、日本にお住まいでない患者様で、かつ日本の公的保険に加入されていない患者様の個人情報は、今般の診療に係る医療費をお支払いいただけない場合には、厚生労働省、出入国在留管理庁、その他患者様の本邦への入国に係る業務に従事する官公署に提供することがあります。 ←

Therefore, if the medical fee for this medical care is not paid, personal information of a patient who is a non-resident of Japan and is not covered with Japanese public health insurance may be provided to “Ministry of Health, Labour and Welfare”, “Immigration Services Agency of Japan” and other public authorities which engage in operations related to the entry of the patient into Japan. ←

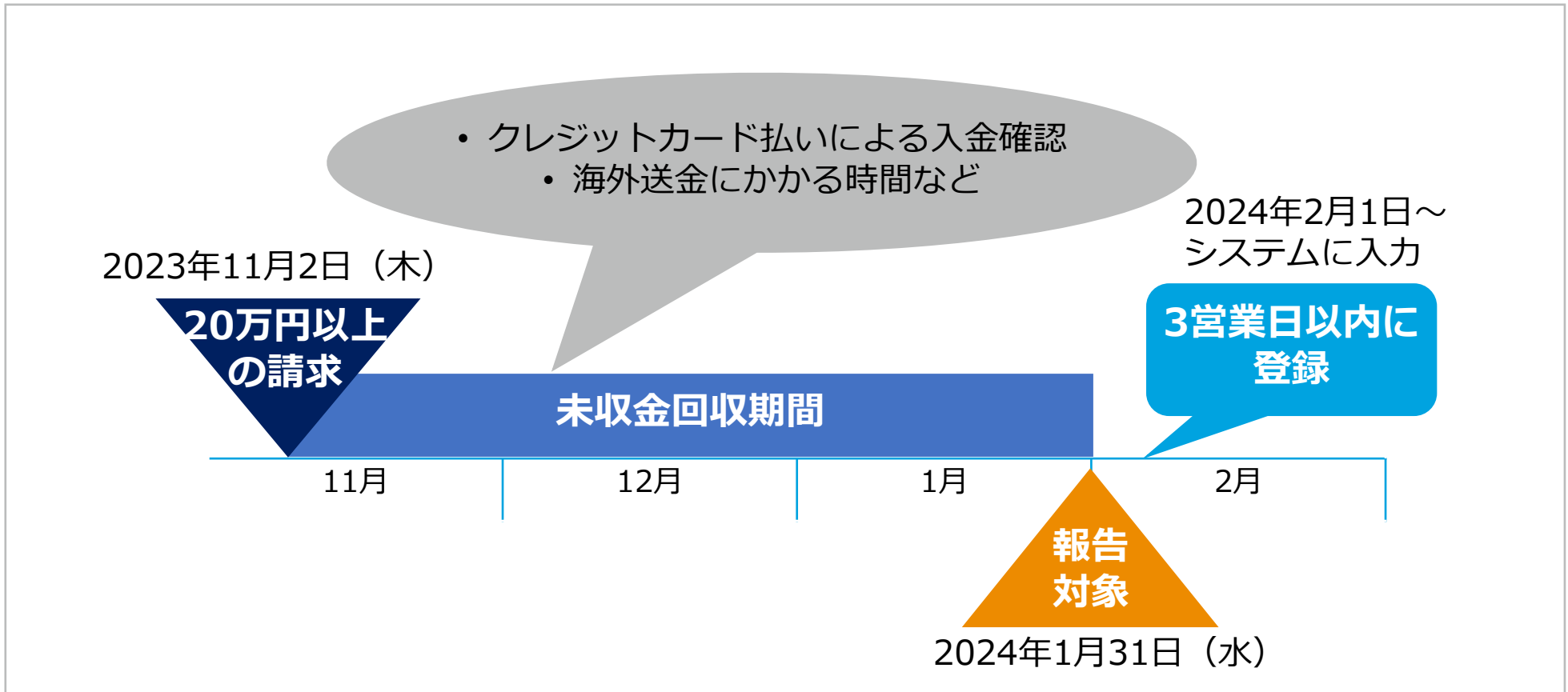
提供される個人情報は下記の通りです。一部の情報をパスポートより取得しますので、診療を開始する前にパスポートの提示をお願いいたします。 ←

Provided Personal information to public authorities is as follows. As some information will be obtained from your passport, we ask for your cooperation in presenting your passport before receiving medical treatment. ←

- 詳細は厚生労働省HPの医療機関向けマニュアルをご確認下さい

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202921_00012.html

未収金報告のタイミング



- ✓ 2021年5月10日以降に発生した未収金が対象となります（個人情報提供に同意を得たもの）
- ✓ 未収金として報告後、患者から支払いがあった場合は、速やかに更新をお願い致します

訪日外国人の受診時対応チェックリストもご活用ください



- 医療費の不払いを発生させないためには
 - ✓ 通訳の手配、診療申込書等の翻訳などの多言語対応
 - ✓ 本人確認、連絡先等の確認
 - ✓ 医療費の目安の提示
 - ✓ クレジットカード等による支払い方法等の確認
 - ✓ 医療費に関する要望の確認

院内掲示用ポスター等の資材や登録方法の説明動画、マニュアル等は厚生労働省ホームページでご覧いただけます。



厚労省 訪日外国人 不払い



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202921_00012.html

お問合せ・照会はこちら

厚生労働省訪日外国人受診者医療費未払情報事務局

(委託先：メディフォン株式会社)

☎ 050-3131-7194

✉ unpaid.mhlw@mediphone.jp